


様式第2号（第7条関係）

住所 (所在地) 氏名 (名称)	第 平成 年 月 日 様
広島県知事 	
産業廃棄物埋立税特別徴収義務者指定通知書	
広島県産業廃棄物埋立税条例第8条第2項の規定により、あなた(貴社)を平成 年 月 日から産業廃棄物埋立税特別徴収義務者として指定します。 ついては、指定日後3日以内に登録申請書を提出してください。 なお、指定日以後産業廃棄物埋立税を徴収してください。	
最終処分場の所在地 及び電話番号	
最終処分場の名称	
指定の理由	

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができます。  
また、この処分があつたことを知つた日(広島県知事に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立ての決定があつたことを知つた日)の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しを求める訴えを提起することもできます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

県 税	賦 課 番 号

産業廃棄物埋立税

住 所(所在地)	平成 年 月 日
氏 名(名 称)	広島県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>

広島県産業廃棄物埋立税条例第17条の規定により更正・決定しましたから通知します。  
 広島県産業廃棄物埋立税条例第18条の規定により「増減額」欄の不足税額及び加算金額を納期限までに納めてください。

様

課税実績 年 月	申 告 分		更 正 ・ 決 定 分		増 減 額		加 算 金			法定納期限
	課税標準量 (産業廃棄物の搬入量)① トン	①に対応する税額 (①×1,000円/トン) 円	課税標準量 (産業廃棄物の搬入量)② トン	②に対応する税額 (②×1,000円/トン) 円	課税標準量 (産業廃棄物の搬入量) トン	税 額 円	算出基礎額 円	種 類	金 額 円	申告年月日
合 計										

(注) 1 この通知書による不足税額、加算金額のほかに法定納期限の翌日から納入（付）の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書による更正・決定の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

2 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。

3 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することはできませんが、決定を経た後は、その決定のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、異議申立てをした日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、決定を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

納付場所

更正・決定納期限
平成 年 月 日
更正・決定の理由

備考 1 不足税額がない場合は、納付(納入)の通知はしないものとし、この通知書は、同通知書中(注)1及び2を削り、3を1とした上、更正・決定通知書として使用する。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第18号（第10条関係）

住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)	第 号 平成 年 月 日  様  広島県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>
産業廃棄物埋立税納期限等指定通知書	
広島県産業廃棄物埋立税条例 第9条第2項 第14条第2項 の規定により、平成 年 月 日から 平成 年 月 日までの期間における 徴収すべき産業廃棄物埋立税の納入 産業廃棄物埋立税の納付 の期限 を次のとおり指定します。	
納 期 限	平成 年 月 日
指 定 の 理 由	    

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することはできませんが、決定を経た後は、その決定のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①異議申立てをした日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、決定を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第 平成 年 月 日 号

住 所  
(所在地)

氏 名  
(名称) 様

( 最終処分場の所在地 )  
( 最終処分場の名称 )

広島県知事 印

産業廃棄物埋立税について、次のとおり徴収猶予をします。

(平成 年 月 日申請分)

徴 収 猶 予 す る 税 額

平成 年 月分				平成 年 月分				平成 年 月分				合 計			
百 万	千	円		百 万	千	円		百 万	千	円		百 万	千	円	
納 入 の 内 訳								課 税 標 準 量 及 び 売 掛 金 等 の 状 況							
実績年月		納入年月日			納 入 金 額			課税標準量	左のうち売掛分		徴収猶予を受けようとする期間	担 保 の 提 供			
年	月	年	月	日	百 万	千	円		金 額	件 数			・ ・ から	・ ・ まで	有・無
								納 税 担 保 状 況							
								担保提供年月日	種 類	数 量	価 格	所 在	保 管 場 所	保 証 人 住 所 氏 名	
								供託書の正本等の提供年月日		平成 年 月 日		供託の場所			
合 計															

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することはできませんが、決定を経た後は、その決定のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①異議申立てをした日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、決定を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、別記様式第8号及び事務取扱規則別記様式第106号の2と複写式に印刷する。

様式第22号（第15条関係）

住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)	第 号 平成 年 月 日			
様				
広島県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>				
産業廃棄物埋立税徴収不能額等の 還 付 納入義務免除 通知書				
次のとおり、産業廃棄物埋立税の徴収不能額等 を 還 付 の納入義務を免除 しますから、通知します。				
年 度		月 別		還 付 額 納入義務免除
還 付 額 算 定 の 基 礎 納入義務免除				
亡失し、又は受け取ることができなくなった最終処分料金(産業廃棄物埋立税額を含む。)の総額 ①				円
①に対応する産業廃棄物の搬入量 ②				トン
②に対応する産業廃棄物埋立税額 (②×1,000円/トン)				円
申 請 金 額				円
摘要				

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することはできませんが、決定を経た後は、その決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①異議申立てをした日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、決定を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、事務取扱規則別記様式第127号の7と複写式に印刷する。

様式第23号（第15条関係）

<p>住 所 (所在地)</p> <p>氏 名 (名 称) 様</p>	<p>第 平成 年 月 日 号</p> <p>広島県知事 印</p> <p>産業廃棄物埋立税徴収不能額等 を 還 付 しない旨の通知書 の納入義務を免除</p> <p>平成 年 月 日付けで申請の産業廃棄物埋立税徴収不能額等の 還 付 納入義務免除</p> <p>については、次の理由により 還 付 できません。 納入義務を免除</p>
理 由	

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することはできませんが、決定を経た後は、その決定のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①異議申立てをした日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、決定を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)	第 平成 年 月 日 号  様  廣 島 県 知 事 印				
産業廃棄物埋立税に係る最終処分委託に係る納入金の還付通知書					
次のとおり、産業廃棄物埋立税に係る最終処分委託に係る納入金を還付しますから、通知します。					
年 度		月 別		還 付 額	
還 付 額 算 定 の 基 礎					
最終処分を再委託した産業廃棄物の搬入量 ①			トン		
①に対応する税額 (①×1,000円/トン) ②			円		
②のうち既に納入した税額 (納入年月日) ③			円 ( 年 月 日)		
申 請 金 額					
最終処分 の再委託 先	氏 名 (名称及び代表者の氏名)				
	最 終 処 分 場 の 所 在 地 及 び 電 話 番 号				
	最 終 処 分 場 の 名 称				
摘 要					

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができます。  
 また、この処分の取消しを求める訴えは異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することはできませんが、決定を経た後は、その決定のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。  
 ただし、①異議申立てをした日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、決定を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、事務取扱規則別記様式第127号の8と複写式に印刷する。

様式第25号（第16条関係）

第 号 平成 年 月 日	
住 所 (所在地)	
氏 名 (名 称) 様	
広島県知事 印	
産業廃棄物埋立税に係る最終処分委託に係る納入金を還付しない旨の通知書	
平成 年 月 日付けで申請の産業廃棄物埋立税に係る最終処分委託に係る納入金の還付については、次の理由により還付できません。	
理 由	

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することはできませんが、決定を経た後は、その決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①異議申立てをした日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、決定を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



様式第29号（第19条関係）

過 料 決 定 書	
住 所 (所 在 地)	
氏 名 (名 称)	
過 料 金 額	円
<p>申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかったので、広島県産業廃棄物埋立税条例第20条第1項の規定により上記の過料を科する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">広 島 県 知 事 印</p>	

(注) この決定に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があつたことを知った日(広島県知事に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立ての決定があつたことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しを求める訴えを提起することもできます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第32号（第20条関係）

電子計算機を利用して作成する帳簿の保存の承認申請却下通知書

住所(所在地)	第 平成 年 月 日	号
氏名(名称)	様	
	広島県知事 印	
平成 年 月 日付けで申請の次の帳簿について広島県産業廃棄物埋立税条例 第21条の規定を適用することについては、次の理由により、その承認の申請を却下しま す。		
帳簿の種類		
却下する理由		

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があつたことを知つた日(広島県知事に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立ての決定があつたことを知つた日)の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しを求める訴えを提起することもできます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、事務取扱規則別記様式第131号の22と複写式に印刷する。

様式第35号（第20条関係）

電子計算機を利用して作成する帳簿の保存の承認取消し通知書

住所(所在地)		第 平成 年 月 日	号
氏名(名称)		様	
		広島県知事 印	
平成 年 月 日付けで申請の次の帳簿について広島県産業廃棄物埋立税条例 第21条の規定を適用することの承認については、次の理由により取り消します。			
帳簿の種類			
取り消す理由			

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があつたことを知つた日(広島県知事に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立ての決定があつたことを知つた日)の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しを求める訴えを提起することもできます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、事務取扱規則別記様式第131号の23と複写式に印刷する。